

第8編 緑地保全・優良緑地確保支援事業資金融資

第1章 緑地保全支援事業資金融資

第8条 貸付対象

法第1条第9項の規定による資金の貸付けのうち、緑地保全支援事業資金貸付金は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「緑地法」という。）第69条第1項の規定により指定された都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）が行う同法第70条第1項第1号及び第2号に掲げる業務並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第14条第1項第1号及び第2号に掲げる業務に要する資金に対して貸付けを行う。

第8条の2 貸付額

緑地保全支援事業資金貸付金の額は、支援機構が実施する前条に定める業務に係る用地の取得及び工事に要する資金の額を限度として都市局長が必要と認めた額とする。

第8条の3 緑地保全支援事業資金貸付金の貸付申請手続

支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金の貸付けを受けようとするときは、都市局長が別に定める期日までに、緑地保全支援事業資金貸付金貸付申請書（様式第8-1号）に緑地保全支援事業資金貸付金償還計画書（様式第8-2号）及び緑地保全支援事業資金貸付金事業計画書（様式第8-3号）を添えたものを都市局長に提出しなければならない。

第8条の4 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長は、緑地保全支援事業資金貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、支援機構に対して、緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書（様式第8-4号）を送付するものとする。

第8条の5 緑地保全支援事業資金貸付金の支払請求の手続

支援機構は、前条の貸付決定（第8条の15第3項の規定による貸付決定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づき緑地保全支援事業資金貸付金の交付を受けようとするときは、緑地保全支援事業資金貸付金支払請求書（様式第8-5号）を支出官国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第8条の6 緑地保全支援事業資金貸付金の交付等

緑地保全支援事業資金貸付金の交付は、前条の緑地保全支援事業資金貸付金支払請求書の提出があった後、第8条の4の緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書記載の貸付金交付予定時期等を勘案して行う。この場合において、支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金の交付を受ける際、都市局長に借用証書（様式第8-6号）を提出しなければならない。

第8条の7 利子

緑地保全支援事業資金貸付金は、無利子とする。

第8条の8 償還期間及び償還方法

- 1 緑地保全支援事業資金貸付金の償還期間は、都市局長が必要と認めて別の償還期間又は据置期間を定めた場合のほか、10年（4年以内の据置期間を含む。）以内とする。
- 2 緑地保全支援事業資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年毎の償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 緑地保全支援事業資金貸付金が分割して交付される場合の第2回目以降の交付に係る貸付金の償

還期日は、第 1 回目の交付に係る償還期日と同一とする。

第 8 条の 9 繰上償還

- 1 支援機構は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定に関わらず、緑地保全支援事業資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 第 8 条の 11 第 1 項の規定に基づき、都市局長が緑地保全支援事業資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 二 前号のほか、支援機構が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合（様式第 8－7 号）
- 2 都市局長は、前項第 2 号の場合には、緑地保全支援事業資金貸付金の繰上償還をすべきことを支援機構に通知するものとする。（様式第 8－8 号）

第 8 条の 10 延滞金

支援機構は、第 8 条の 8 又は第 8 条の 9 の規定による緑地保全支援事業資金貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき、年 10.95 パーセントの割合で算出した金額を延滞金として国に納付しなければならない。

第 8 条の 11 貸付条件違反等による繰上償還

- 1 支援機構は、次の各号の一に該当する場合において都市局長が償還期間の満了前に緑地保全支援事業資金貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第 8－9 号）
 - 一 正当な理由なく緑地保全支援事業資金貸付金の償還を怠った場合
 - 二 第 8 条の 13 から第 8 条の 18 までの規定に違反した場合
 - 三 前各号に掲げる場合のほか、緑地保全支援事業資金貸付金に係る業務を誠実に遂行しない場合
- 2 支援機構は、前項（第 1 号を除く。）の規定により、緑地保全支援事業資金貸付金の償還期間が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該緑地保全支援事業資金貸付金の総額（支援機構が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第 37 条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第 8 条の 12 貸付決定の取消等

都市局長は、支援機構が前条第 1 項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第 8 条の 4 及び第 8 条の 15 第 3 項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は第 8 条の 6 の規定による緑地保全支援事業資金貸付金の全部又は一部の交付を停止することができる。

第 8 条の 13 経理の整理

支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金に係る経理を他の経費と帳簿上区分して整理しなければならない。

第 8 条の 14 緑地保全支援事業資金貸付金の目的外使用の禁止

支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金を第 8 条の 4 の緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書で定める用途以外の用途に使用してはならない。

第 8 条の 15 貸付決定の変更

- 1 支援機構は、第 8 条の 3 に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第 8 条の 4 の貸付決定の内容に変更を要するときは、支援機構は、第 8 条の

3に規定する貸付申請の手続きに準じて緑地保全支援事業資金貸付金貸付変更申請書（様式第8－10号）を都市局長に提出しなければならない。

3 第8条の4の規定は、前項の規定による緑地保全支援事業資金貸付金貸付変更申請書の提出があった場合について準用する。（様式第8－11号）

第8条の16 業務遂行

1 支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金の交付を受けた日の属する年度内に第8条の4の緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書において定めるところにより、当該貸付金を用地の取得又は工事に要する費用に充当しなければならない。必要となる用地費については、緑地保全支援事業資金貸付金のみを充当しなければならない。

2 支援機構は、前項の定めるところにより緑地保全支援事業資金貸付金を用地の取得又は工事に要する費用に充当できない場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

3 支援機構は、第8条の4の緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書において定めるところにより、業務を実施することができない場合又は困難になった場合には、すみやかに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第8条の17 実績報告書の提出

1 支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金に係る実績について実績報告書（様式第8－12号）を作成し、当該貸付金の貸付けを受けた年度の翌年度の7月31日までに都市局長に提出しなければならない。

2 都市局長が、事業の状況又は実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、支援機構は、その指示に従わなければならない。

第8条の18 帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上必要があると認めて、緑地保全支援事業資金貸付金の経理若しくは事業に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は緑地保全支援事業資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、支援機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第8条の19 費用の負担

緑地保全支援事業資金貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、支援機構の負担とする。

第2章 優良緑地確保支援事業資金融資

第8条の20 国の貸付対象

国は、法第1条第9項の規定による資金の貸付けのうち、緑地法第70条第1項第5号に掲げる業務（以下「優良緑地確保業務」という。）に要する資金の貸付けを行う支援機構に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第8条の21 支援機構の貸付対象

支援機構は、緑地法第89条第3項に規定する認定事業者に対して、同法第90条に規定する認定優良緑地確保計画に基づく同法第88条第1項に規定する緑地確保事業において行う緑地の整備等に要する費用の貸付けを行う。ただし、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等に貢献する公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるものに限る。

第8条の22 国の貸付額

第8条の20の規定に基づき国が支援機構に対し各年度に貸し付ける額は、第8の21の規定に基づき支援機構が認定事業者に対し貸し付ける額を限度とし、都市局長が必要と認めた額とする。

第8条の23 支援機構の貸付額

- 1 第8条の21の規定に基づき支援機構が一の認定事業者に対し貸し付ける総額は、緑地確保事業において行う緑地の整備等に要する費用（補助金（交付金を含む）による支援額を除く）の合計の2分の1を超えないものとする。
- 2 第8条の21の規定に基づき支援機構が一の認定事業者に対し貸付けを行う年度においては、第8条の25第1項第1号の認定事業者資金貸付金資金計画書に定める当該年度の資金支出が資金収入を下回らないこととする。

第8条の24 貸付条件

- 1 第8条の20の規定に基づく国の貸付金（以下「優良緑地確保支援事業資金貸付金」という。）及び第8条の21の規定に基づく支援機構の貸付金（以下「認定事業者資金貸付金」という。）は無利子とする。
- 2 優良緑地確保支援事業資金貸付金及び認定事業者資金貸付金の償還期間は10年（4年以内の据置期間を含む。）以内とする。国及び支援機構は、これらの償還期間の範囲内において、認定事業者の業務の状況、資金の状況等を勘案して、認定事業者ごとに適正な償還期間を定めるものとする。
- 3 優良緑地確保支援事業資金貸付金及び認定事業者資金貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、優良緑地確保支援事業資金貸付金にあたっては、毎年度9月20日又は3月20日とし、認定事業者資金貸付金にあたっては、毎年度9月10日又は3月10日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。

第8条の25 優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付手続

- 1 優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付けを受けようとする支援機構は、都市局長が別に定める期日までに優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付申請書（様式第8-13号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付計画書（様式第8-14号）
 - 二 次条第1項の規定に基づき認定事業者が提出した認定事業者資金貸付金貸付申請書、認定事業者資金事業計画書、認定事業者資金貸付金資金計画書、認定事業者資金貸付金収支計画書、緑地法第88条第1項の認定を受けた優良緑地確保計画（以下「認定優良緑地確保計画」という。）
- 2 支出負担行為担当官都市局長は、優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、支援機構に対して優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付決定通知書（様式第8-15号）を送付するものとする。
- 3 支援機構は、前項の貸付決定に基づき、優良緑地確保支援事業資金貸付金の交付を受けようとする場合は、優良緑地確保支援事業資金貸付金支払請求書（様式第8-16号）を支出官国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 優良緑地確保支援事業資金貸付金の交付は、前項の優良緑地確保支援事業資金貸付金支払請求書の提出があった後、第1項第2号の認定事業者資金貸付金貸付申請書に記載された貸付金交付予定時期等を勘案して行うものとする。この場合において、支援機構は、優良緑地確保支援事業資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長に優良緑地確保支援事業資金貸付金借用証書（様式第8-17号）を提出するものとする。

第8条の26 認定事業者資金貸付金の貸付手続

- 1 支援機構は、認定事業者資金貸付金の貸付けを受けようとする認定事業者から、認定事業者資金貸付金貸付申請書（様式第8-18号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。
 - 一 認定事業者資金貸付金事業計画書（様式第8-19号）
 - 二 認定事業者資金貸付金資金計画書（様式第8-20号）
 - 三 認定事業者資金貸付金収支計画書（様式第8-21号）

四 認定優良緑地確保計画

- 2 支援機構は、認定事業者資金貸付金を貸し付けるに当たり、認定事業者から認定事業者資金貸付金借用証書（様式第8－22号）を提出させるものとする。

第8条の27 優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付計画等の変更

支援機構は、第8条の25第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。

第8条の28 認定事業者資金貸付金事業計画等の変更

- 1 支援機構は、認定事業者が第8条の26第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、支援機構の承認を受けさせなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 支援機構は、前項の規定に基づき第8条の26第1項に規定する書類の内容の変更について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第8条の29 繰上償還

- 1 支援機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の24第2項の規定に関わらず、優良緑地確保支援事業資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 認定事業者資金貸付金の貸付けを受けた認定事業者が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第8条の25第4項に規定する優良緑地確保支援事業資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還請求書（様式第8－23号）により優良緑地確保支援事業資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、支援機構が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 支援機構は、前項第1号又は第3号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書（様式第8－24号）を都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長は、支援機構より前項の優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、優良緑地確保支援事業資金貸付金を繰上償還すべきことを、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書（様式第8－25号）により当該支援機構に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に基づき、支援機構が繰上償還する優良緑地確保支援事業資金貸付金の額は、認定事業者が繰上償還した認定事業者資金貸付金の額に相当する優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付額とする。

第8条の30 貸付決定の取消等

都市局長は、支援機構が第8条の25第2項に規定する優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は同条第4項の規定による優良緑地確保支援事業資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第8条の31 延滞金

支援機構は、第8条の24による優良緑地確保支援事業資金貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第8条の32 優良緑地確保支援事業資金貸付金等の目的外使用の禁止

- 1 支援機構は、優良緑地確保支援事業資金貸付金を認定事業者資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。
- 2 支援機構は、認定事業者に認定事業者資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないよう

にしなければならない。

第8条の33 加算金の徴収等

- 1 認定事業者が認定事業者資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、支援機構は当該認定事業者から加算金を徴収することができるものとし、かつその徴収した加算金の金額を国に納付するものとする。
- 2 前項により支援機構が認定事業者から徴収することができる加算金の額は、償還期限を繰り上げられた貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げられた貸付金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 支援機構は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

第8条の34 貸付けの条件の基準

前条に定めるもののほか、優良緑地確保支援事業資金貸付金又は認定事業者資金貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、次のとおりとする。

- 一 支援機構は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとする。
 - イ 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - ロ 貸付金の償還を怠ったとき。
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。
- 二 支援機構が、認定事業者に対し、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により償還が著しく困難であると認めて、貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律第24条第1項の規定の適用については、同項第6号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第26条第1項の規定は、適用されないものとする。
- 三 支援機構は、認定事業者が貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができるものとする。
- 四 支援機構は、認定事業者に対し、担保を提供させ、又は法人と連帯して債務を負担する保証人を立てさせなければならないものとする。
- 五 認定事業者は、国又は支援機構が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、認定事業者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、認定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

第8条の35 実績報告書の提出

- 1 優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付けを受けた支援機構は、翌年度の4月30日までに優良緑地確保支援事業資金貸付金実績報告書（様式第8-26号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 優良緑地確保支援事業資金貸付金精算調書（様式第8-27号）
 - 二 優良緑地確保支援事業資金貸付金受入調書（様式第8-28号）
- 2 支援機構は、認定事業者資金貸付金を認定事業者に貸付けた年度の翌年から当該認定事業者による当該貸付金の償還が完了するまでの間、当該認定事業者から毎年度6月20日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月20日）までに前年度の認定事業者資金貸付金実績報告書（様式第8-29号）及び認定事業者資金貸付金資金調書（様式第8-30号）を提出させ、その写しを各年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月30日）までに都市局

長に提出するものとする。

- 3 都市局長において優良緑地確保支援事業資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、支援機構はその指示に従わなければならない。
- 4 支援機構において認定事業者資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、支援機構は認定事業者に指示し、その指示に従わせなければならない。

第8条の36 届け出の義務

支援機構は、認定事業者資金貸付金の貸付けを受けた認定事業者から、当該貸付金の償還が完了するまでの間、認定事業者の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は、認定事業者が設置又は管理する施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長にその内容を報告しなければならない。

第8条の37 経理の明確化

優良緑地確保支援事業資金貸付金及び認定事業者資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第8条の38 帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、優良緑地確保支援事業資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は優良緑地確保支援事業資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、支援機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第8条の39 費用の負担

優良緑地確保支援事業資金貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、支援機構の負担とする。